

「社会的弱者」の権利擁護とその方法

～権利擁護のための「支援者養成公開講座」のご案内～

<講座の目的>

新自由主義的な構造改革の進展によって、セーフティネットが崩壊したと言えるような状況となっています。高齢者・障がい者や貧困層など、福祉的支援を必要としている人（「社会的弱者」）の権利状況は文字通り危機に瀕しています。そんな中、専門職や市民を中心に、そうした人たちの権利を積極的に擁護していこうという活動が各地で活発になりつつあります。

本講座は、そうした人たちにとっての「権利擁護」とはなにか、そのために何が必要か、権利擁護のために利用できる（法や福祉の）制度にどのようなものがあるか、支援者としてどのような知識・スキルを身につければよいか、実際にどのようなケースがありどのような支援が行われているか等々につき、実際に役に立つ理論と実践的スキルを、受講者のみなさんに学んでいただくということを目的としています。

講師陣には、本学のスタッフだけではなく、実際に権利擁護の現場で活躍している専門職のみなさんにもはいていただいております。

<カリキュラム&開講期日>

01.	福祉における権利擁護の不可欠性	(新村)	5/11
02.	セーフティネットとしての生活保護	(長谷川)	5/11
03.	権利擁護としての財産管理	(山崎)	5/25
04.	扶養と相続	(富田)	5/25
05.	消費者保護の法制度	(中里)	6/8
06.	公的責任としての社会福祉	(清水)	6/8
07.	日常生活自立支援事業：現状と課題	(非常勤)	6/22
08.	成年後見制度：現状と課題	(非常勤)	6/22
09.	更生保護とソーシャルインクルージョン	(非常勤)	7/6
10.	福祉サービスにおける苦情解決	(丹波)	7/6
11.	精神ないし知的障がい者の支援	(非常勤)	7/20
12.	認知症高齢者の支援	(非常勤)	7/20
13.	虐待への対応と支援	(非常勤)	8/3
14.	まとめ：相談援助と権利擁護	(非常勤)	8/3

*土曜日の、奇数番号が4限目 14:40～16:10、偶数番号が5限目 16:20～17:50 です。

*なお、この他に、権利擁護ネットワーク等に関する近県の先進的取り組みを視察するため、バス旅行（日帰りないし1泊2日）を予定しています。

<会 場>

- ・福島大学金谷川キャンパス（教室は調整中）

<受講料>

- ・テキスト代等の実費のみをいただきます。

<テキスト>

福島大学権利擁護システム研究所編『「社会的弱者」の支援に向けて ～～地域における権利擁護実践講座～』（明石書店・2010）

<申込方法> 締め切りは、4月30日です。

- ・以下の申込用紙を用いて、FAXで024-548-8323（新村）または024-548-5160（清水）宛てにおねがいします。

FAXのない方は、メールで、下記アドレスのいずれかにおねがいします。

niimura@ads.fukushima-u.ac.jp（新村）／akinori@ads.fukushima-u.ac.jp（清水）

受講申込書			
氏 名	ふりがな		
住 所	〒		
連絡先① (自宅電話・ FAX)		連絡先② (携帯電話・ メールアドレス)	
勤務先名			
職 業		所有している 専門資格	

*この用紙をそのままFAXで送信してください。

*お預かりした個人情報、管理に留意し、目的以外に使用しません。